

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目30番5号
オイレス工業株式会社
代表取締役社長 栗本弘嗣

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、次のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権の行使】

所定の議決権行使サイトにパソコンでアクセスし、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに賛否をご登録ください。詳細につきましては、2頁から3頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県藤沢市桐原町8番地 当社藤沢事業場 R&D棟
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第58期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更(1)の件
- 第3号議案 定款の一部変更(2)の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.oiles.co.jp>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に於いてのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は、上記URLにアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

(1) パソコンをご利用の場合

- ◎パソコン Windows®機種
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。)
- ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5以上
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上を推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- (1) インターネットによる議決権電子行使に関する、パソコン等の操作方法専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**
電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間：土、日、祝日を除く9：00～21：00)
- (2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
(受付時間：土、日、祝日を除く9：00～17：00)

(提供書面)

事業報告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前半は企業業績の改善による設備投資の増加や雇用情勢の改善などにより景気は上昇基調にありましたが、その後、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融危機、株式・為替市場の変動、さらに原油・原材料価格の高騰等が実体経済に大きな影響をおよぼし、急激、かつ深刻な景気後退局面となりました。

このような環境下において、当企業グループは、これまで以上に顧客ニーズに合わせた新製品の開発に力点を置き、新規受注の拡大を図るとともに、海外戦略の強化、継続的な製造原価の低減活動、原材料価格の高騰に対応した製品価格の改定等のほか、急速な受注の減少下における収益性を改善すべく、全ての部門における費用の徹底的な削減の施策を実行し、収益の確保に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は514億1千4百万円（前期比12.5%減）、営業利益は41億3百万円（前期比42.1%減）、経常利益は39億1千5百万円（前期比46.4%減）となり、減収減益となりました。

セグメント別売上高実績につきましては、次のとおりであります。

区 分	第57期 (前連結会計年度) 平成20年3月期		第58期 (当連結会計年度) 平成21年3月期	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率
	百万円	%	百万円	%
軸受機器	37,204	63.3	30,925	60.1
構造機器	12,106	20.6	12,165	23.7
建築機器	7,145	12.2	6,254	12.2
その他	2,277	3.9	2,069	4.0
合 計	58,733	100.0	51,414	100.0

<軸受機器>

当社軸受製品につきましては、前半は堅調な受注により好調に推移しましたが、昨秋以降の急激な経済の落ち込みは自動車関連をはじめとして、広範囲な産業分野に波及し、受注が急激に減少しました。

このような厳しい状況におきまして、当企業グループをあげて費用低減に努めました。

また、営業面では、自動車部品につきましては、国内外メーカーからの新規引き合いや新用途開発に向けた活動を強化してまいりました。一方、一般産業機械向け製品につきましては、国内外のインフラ関連需要に対応する製品の開発や環境対応製品のより一層の市場への浸透に取り組んでまいりました。

しかしながら、これらの施策は今期においては成果が結実するにはおよびず、軸受機器セグメントの売上高は309億2千5百万円（前期比16.9%減）となりました。また、単体での軸受機器の売上高は255億4千3百万円（前期比15.0%減）となりました。

<構造機器>

橋梁向け製品につきましては、公共投資関連予算における道路財源の見直しなど厳しい環境にあり、建物向け製品につきましても、工事の延期、中止が続いておりますが、橋梁の耐震装置需要の拡大、高層ビルへの制振装置の採用増等により、前連結会計年度並みの売上を確保しました。

また、収益面では、昨今の建設業界を取り巻く環境の厳しさによる貸倒れの発生や主要原材料価格の高騰などがありましたが、徹底的なコスト削減で対応し、採算性を維持しました。

この結果、構造機器セグメントの売上高は121億6千5百万円（前期比0.5%増）となりました。また、単体での構造機器の売上高は121億4千8百万円（前期比0.4%増）となりました。

<建築機器>

主力製品であるウィンドーオペレーターにつきましては、当連結会計年度の前半は建築基準法の改定の影響により、後半は市場環境の悪化にともなう物件の減少により、売上が前連結会計年度を下回りました。また、自然換気・遮光装置のエコシリーズ製品につきましては、地球温暖化防止の認識と取組みの活発化により前連結会計年度を上回りましたものの、全体の売上を増加させるには至りませんでした。

この結果、建築機器セグメントの売上高は62億5千4百万円（前期比12.5%減）となりました。

<その他>

設備投資による機械装置の需要は当連結会計年度の前半には伸びを示したものの、後半には減少することとなりました。この結果、売上高は20億6千9百万円（前期比9.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は30億4千9百万円であります。その主な内容は、オイレスE C O株式会社とOiles (Thailand) Company Limitedの工場新設、ユニプラ株式会社の工場事務棟新設、Oiles Czech Manufacturing s. r. o.の工場拡張、当社ならびに子会社各工場の設備ならびに合理化用設備の取得などであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第55期 平成18年3月期	第56期 平成19年3月期	第57期 平成20年3月期	第58期 (当連結会計年度) 平成21年3月期
売上高	51,822	55,344	58,733	51,414
経常利益	4,926	6,769	7,302	3,915
当期純利益	2,713	3,706	4,294	1,640
1株当たり 当期純利益	113円11銭	159円94銭	154円80銭	50円35銭
総資産	61,364	65,852	64,472	57,385
純資産	45,852	49,309	50,219	47,676

- (注) 1. 第56期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第56期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。
3. 第56期より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。
4. 第58期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)および「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))ならびに「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。
5. 第55期と第58期の1株当たり当期純利益は、期中に株式1株を1.2株に分割したため、期首に分割がおこなわれたものとみなして算出しております。
6. 第57期において株式1株を1.2株へと分割しており、第55期から第56期においておこなわれたと仮定して算出した1株当たり当期純利益は、それぞれ第55期が94円26銭、第56期が133円28銭であります。
7. 第58期において株式1株を1.2株へと分割しており、第55期から第57期においておこなわれたと仮定して算出した1株当たり当期純利益は、それぞれ第55期が78円54銭、第56期が111円07銭、第57期が129円00銭であります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する会社はありません。

② 重要な子会社の状況（平成21年3月31日現在）

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
オイレスECO株式会社	200	100.0	建築機器製品等の製造・販売・施工 および保守・点検
大平産業株式会社	46	93.0	軸受および伝導装置用品の販売
オイレス東日本販売株式会社	20	100.0	軸受機器製品等の販売
ユニプラ株式会社	78	77.8	軸受機器・構造機器製品等および合 成樹脂製品の製造販売
株式会社リコーキハラ	138	85.5	軸受機器・構造機器製品等および銅 合金鋳造品の製造販売
ルービィ工業株式会社	92	82.7	軸受機器・構造機器製品等の製造販 売
株式会社免震エンジニアリング	10	100.0	免震・制振に関するエンジニアリン グサービス
Oiles USA Holding Incorporated	千US\$ 2,200	100.0	米国における持株会社
Oiles America Corporation	千US\$ 3,000	間接100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles Canada Corporation	千CA\$ 50	間接100.0	軸受機器製品等の販売
Oiles Deutschland GmbH	千ユーロ 51	100.0	軸受機器製品等の販売
Oiles France SASU	千ユーロ 37	間接100.0	軸受機器製品等の販売
Oiles Czech Manufacturing s. r. o.	千コルナ 100,000	100.0	軸受機器製品等の製造販売
上海自潤軸承有限公司	千RMB 10,936	90.0	軸受機器製品等の製造販売
自潤軸承（蘇州）有限公司	千RMB 44,032	100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles (Thailand) Company Limited	千バーツ 72,000	70.0	軸受機器製品等の製造販売

- (注) 1. 平成20年9月12日付で、Oiles (Thailand) Company Limitedは、27,000千パーツから72,000千パーツに増資いたしました。
2. 平成20年9月19日、オイレス東日本販売株式会社の株式を追加取得した結果、議決権比率が90.0%から100.0%に変更になりました。
3. 平成20年10月17日、ルービィ工業株式会社の株式を追加取得した結果、議決権比率が78.8%から82.7%に変更になりました。

(4) 対処すべき課題

国内・海外ともに景気は低迷が続くとみられ、経営環境は今後も厳しい状態が予想されます。

このような状況のなかで、当企業グループといたしましては、技術・開発面では、研究開発は当企業グループの成長を左右するものであり、「世界初、世界一の製品・技術を開発する」をテーマに、将来の柱となる独創的な材料、製品開発にスピーディーに取り組むとともに、国内および海外における技術サービス体制を強化し、競合他社との比較優位性を高めオイレスブランドの確立を図ってまいります。

営業面では、日頃からお客様に密着し、お客様のニーズを掘り起こすことにより、製品開発を主導的にリードすると同時に、既存製品の用途開発も積極的に進め、事業の安定的な成長を図ってまいります。

さらに、生産面ではNPS（ニュー・プロダクション・システム）をグループ全社に展開し、生産効率を高め、継続的にコストダウンを図るとともに、品質第一主義に基づいたグローバル生産体制の基盤強化を目指してまいります。大幅な景気後退による需要の減少はグローバルな経済構造の変化であると捉えて、損益構造を改善してまいります。

また、事業の継続的な発展には人材の確保と成長が不可欠な課題であり、特にグローバル化に対応できる人材の育成は早急に対応すべきものと考え、全社をあげて取り組んでまいります。

さらに、「内部統制システムの構築と企業の信頼性向上」に取り組み、違法行為、不正、ミスを防止する管理・監視体制を整備しつつ、組織が健全かつ効率的に運営されるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

要滑部機材（オイルレスベアリング）、各種機械部品および建築用・土木構造物用機材の製造、販売ならびに建築工事および土木構造物工事の設計施工ですが、取扱製品を大別すると、次のとおりであります。

◎軸受機器：オイルレスベアリング、その他

◎構造機器：免震・制振装置、支承、その他

◎建築機器：ウィンドーオペレーター、環境機器、住宅用機器、その他

(6) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都港区浜松町一丁目30番5号

営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京営業所	神 奈 川	豊田営業所	愛 知
大阪営業所	大 阪	広島営業所	広 島
名古屋営業所	愛 知	九州営業所	福 岡
札幌営業所	北 海 道	藤沢事業場	神 奈 川
宇都宮営業所	栃 木	足利事業場	栃 木
太田営業所	群 馬	滋賀工場	滋 賀
水戸営業所	茨 城	大分工場	大 分
静岡営業所	静 岡	大和工場	神 奈 川
浜松営業所	静 岡		

② 子会社

オイレスECO株式会社	本 社	東京都港区
	支店・営業所	東京、大阪、京滋（滋賀） 名古屋、札幌、仙台、大宮 横浜、松本、北陸（石川）、 広島、九州（福岡）
	工 場	近江（滋賀）
大平産業株式会社	本社営業所	大阪府大阪市
	営 業 所	神戸、東京（埼玉）
オイレス東日本販売株式会社	本社営業所	東京都港区
	営 業 所	千葉、太田、浜松
ユニプラ株式会社	本 社 工 場	埼玉県川越市
	営 業 所	東京（埼玉）、名古屋
	工 場	狭山（埼玉）
株式会社リコーキハラ	本 社 工 場	新潟県中魚沼郡津南町
	工 場	小千谷（新潟）、津南卯ノ木 （新潟）
ルービィ工業株式会社	本 社 工 場	福島県大沼郡会津美里町
株式会社免震エンジニアリング	本 社	東京都港区
Oiles USA Holding Incorporated	本 社	アメリカ合衆国 デラウェア州
Oiles America Corporation	本 社 工 場	アメリカ合衆国 ノースカロライナ州
	営 業 所	アメリカ合衆国 ミシガン州
Oiles Canada Corporation	本社営業所	カナダ オンタリオ州
Oiles Deutschland GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国 ヘッセン州
Oiles France SASU	本社営業所	フランス共和国 イヴリーヌ県
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	本 社 工 場	チェコ共和国 カダン市
上海自潤軸承有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 上海市
自潤軸承（蘇州）有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 江蘇省 蘇州市
Oiles (Thailand) Company Limited	本 社 工 場	タイ王国 ラヨン県

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,612 (503) 名	48 (41) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
747 (365) 名	-11 (36) 名	42.0歳	13.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

該当する会社はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 138,240,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 33,917,088株 |
| ③ 株主数 | 6,551名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社※	4,262,500株	13.4%
東京中小企業投資育成株式会社	2,472,042	7.7
全国共済農業協同組合連合会	1,592,524	5.0
株式会社みずほコーポレート銀行	1,582,038	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社※	1,051,500	3.3
日本生命保険相互会社	887,900	2.8
川崎景介	691,452	2.2
川崎景太	600,000	1.9
オイレス従業員持株会	551,840	1.7
日興シティ信託銀行株式会社※	543,300	1.7

(注) 1. 出資比率は自己株式（2,000,750株）を控除して計算しております。

2. ※印は、信託業務に係る株式を次のとおり保有しております。

- ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 4,262,500株
- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,051,500株
- ・日興シティ信託銀行株式会社 543,300株

3. 平成20年10月1日付をもって、平成20年9月30日最終の株主様に対し、所有株式1株につき1.2株の株式分割をおこない、発行可能株式総数が138,240,000株、発行済株式の総数が35,417,088株となりました。

4. 平成21年3月10日付をもって、自己株式1,500,000株の消却をおこない発行済株式の総数が33,917,088株となりました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	佐 藤 英 二	
代表取締役社長	栗 本 弘 嗣	社 長 執 行 役 員
常 務 取 締 役	高 崎 政 昭	常 務 執 行 役 員
常 務 取 締 役	下 田 郁 夫	常 務 執 行 役 員 研 究 開 発 本 部 長 兼 同 本 部 長 振 動 制 御 研 究 室 長
取 締 役	宇 戸 悟	常 務 執 行 役 員 生 産 事 業 部 長
取 締 役	岡 山 俊 雄	常 務 執 行 役 員 第 一 事 業 部 長
取 締 役	前 田 隆	常 務 執 行 役 員 第 二 事 業 部 長
取 締 役	池 永 雅 良	上 席 執 行 役 員 第 三 事 業 部 長 株 式 会 社 免 震 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 代 表 取 締 役 社 長
常 勤 監 査 役	笠 原 又 一	
常 勤 監 査 役	家 永 三 之	
監 査 役	仲 田 一 元	仲 田 マ ネ ー ジ メ ン ト サ ー ビ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
監 査 役	丹 治 詳 元	丹 治 詳 元 税 理 士 事 務 所 所 長

- (注) 1. 監査役 仲田一元および監査役 丹治詳元は、社外監査役であります。
2. 監査役 仲田一元は、公認会計士の資格を有しており、また、監査役 丹治詳元は、税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役および監査役の異動
- (1) 平成20年5月31日に、篠原修平は、死去により常務取締役、常務執行役員、管理本部長を退任いたしました。
 - (2) 平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会終結のときをもって、金森悦朗は、任期満了のため監査役を退任いたしました。
 - (3) 平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会において、取締役として池永雅良が、監査役として家永三之が新たに選任され、就任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	9名	163 百万円
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	53 (13)
合計	14	217

- (注) 1. 上記には、平成20年5月31日に退任した取締役1名および平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会終結のときをもって退任した監査役1名(うち社外監査役0名)を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成18年6月29日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 当社は、平成17年6月29日開催の第54回定時株主総会終結のときをもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に進呈することを決議いただいております。
- これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任しました取締役1名および監査役1名(うち社外監査役0名)に対し53百万円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)および当社と当該他の会社との関係

- ・監査役 仲田一元は、仲田マネージメントサービス株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 丹治詳元は、丹治詳元税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

監査役 仲田一元は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、定例監査役会15回の全てに出席、その他重要な会議にも出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言をおこなっております。なお、第55回定時株主総会で承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の特別委員会委員に就任しております。

監査役 丹治詳元は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、定例監査役会15回の全てに出席、その他重要な会議にも出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言をおこなっております。なお、第55回定時株主総会で承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の特別委員会委員に就任しております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
(ア) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
(イ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 当社会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記(イ)の額は、公認会計士法第2条第1項に定める監査業務以外の業務（非監査業務）の対価も含まれております。

3. 当社の重要な子会社のうちOiles America Corporation他海外子会社8社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務等

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、当社社是の一つである「Liberty&Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立に努めております。
 - ・ 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、この委員会を中心に策定された、「オイレスグループ企業行動憲章」および「企業行動規範」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修の実施をおこなっております。
 - ・ 具体的には、グループ会社をも対象範囲とする「オイレスグループ企業行動憲章」を定めるとともに、企業行動規範としての「オイレスグループ コンプライアンス実行の手引き」を通じて、すべての役員および従業員の日頃の業務運営の指針とし、より公正で透明な企業風土の構築に努めております。
 - ・ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、コンプライアンス委員会事務局に通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用いたしております。
 - ・ また、当社は、内部監査室を設置し、同室が内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款および社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的におこなわれているかを調査・検証し、その結果を社長に報告しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 当社は、株主総会、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、職務権限規程に基づいて各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、文書取扱責任者のもとで定められた期間保存いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をおこなうことしております。
- ・当社は、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を進めることしております。
- ・具体的には、損失の危険を全般的に統括する組織としてリスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、この委員会を中心に全社的な管理をおこないます。
また、安全・衛生については全社および各工場に設置している安全衛生委員会が、環境・品質については、担当部門が専門的立場から、監査をおこなうことしております。
- ・経理関係においては、各部門長による自立的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理をおこなうことしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ・当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督をおこなっております。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および社長から指名された従業員等が出席する経営会議ならびに戦略会議をそれぞれ毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る検討・審議をおこない、慎重かつ機動的な意思決定をおこなうと同時に、重要な経営テーマについて時間をかけて議論をおこなっております。
- ・業務の運営については、長期ビジョンのもと、中期経営計画および各年度経営計画ならびに年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体的な施策を立案し、実行しております。
- ・なお、平成15年6月の株主総会において定款変更をおこない、取締役の任期を1年に変更すると同時に、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制を導入しております。

- ⑤ 当該株式会社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、当社企業グループ各社共通の「オイレスグループ企業行動憲章」および「企業行動規範」を定め、各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進しております。
 - ・ 当社は、「関係会社等管理規程」に基づき、子会社および関連会社から必要な事前協議や報告を受けるなど、適切な経営管理をおこなっております。
 - ・ また、子会社に対しては当社監査役ならびに内部監査担当者が定期的に監査を実施するとともに、主要な子会社については、当社従業員などが監査役に就任して監査をおこない、業務の適正を確保する体制としております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役との意見交換に基づいておこないます。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があるとき、取締役および従業員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告することにしております。
 - ・ 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができるとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める体制としております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- ・各部門の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
 - ・社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な意見交換会を開催することとしております。また、内部監査部門は、監査役との密接な連携を保つことにしており、監査役監査の実効性確保を図っております。
 - ・なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報交換をおこなうなど、会計監査人と連携を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営基盤強化のための投資を考慮しつつ、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、安定的かつ継続的な配当を基本とし、30%以上の連結配当性向を目指してまいりました。今後につきましても長期的な視点から株主の皆様への利益還元に一層努力してまいります。

なお、当期の期末配当金につきましては、自動車ならびに一般産業機械関連の急速な需要の落ち込みによって、当期純利益は大幅な減少を余儀なくされ、1株につき11円減配の20円とさせていただきます予定です。年間配当金はこれに中間配当金15円を加え、1株につき35円となります。

また、次期の配当金につきましても、通期で30%以上の連結配当性向を目標としております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為（本事業報告において、以下「大規模買付行為」といいます。）があったとしても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、また、大規模買付行為の妥当性についても株主が独自に判断して決めるべきものと考えております。

もっとも、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 大規模買付行為を防止するための具体的な取り組み

ア. 企業価値向上策

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

さらに、当社は経営理念の実現のため、2005年度から『グローバル・エクセレントカンパニー』を目指した長期ビジョンを掲げ、中期経営計画および年次経営計画を一体化した新経営計画に取り組んでおります。これは当社のビジョンを共通化して明確にし、その目標を達成するための戦略・戦術を立て、中期経営計画により段階的に実行していこうというものです。また、目標を共有化することにより、全社一丸となってこれに取り組むことが当社の企業価値最大化につながるものと確信しております。

イ. 買収防衛策

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる大規模買付行為への対応方針を決議し、事前警告型の買収防衛策を導入いたしました。

事前警告型買収防衛策は、大規模買付行為をおこなう者（本事業報告において、以下「大規模買付者」といいます。）があらかじめ当社が定めた大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、大規模買付者がルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗するというものです。

なお、当社は当該取り組みが前頁①に記載のとおり、基本方針に則ったものであり、かつ合理性のあるものであることを示すため、

- a) 当社取締役会が具体的な対抗措置を講じたとしても、対抗措置発動の必要がなくなったと判断したときは、対抗措置の発動の停止または変更ができること。
- b) 本方針が適正に運用され、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、公正で中立的な特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を義務づけること。
- c) 本方針の有効期間は、平成21年6月開催の当社定時株主総会の終結のときまでの3年間とし、本方針の継続については別途株主総会の承認を経ること。

等の措置を講じております。

なお、本方針につきましては、平成21年5月25日開催の当社取締役会において、その一部を変更の上、継続することを決議しております。

その詳細につきましては、当社第58回定時株主総会招集ご通知添付の株主総会参考書類51頁から71頁までをご参照ください。

(注) この事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率につきましては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	7,163	1. 支払手形及び買掛金	4,787
2. 受取手形及び売掛金	14,269	2. 短期借入金	0
3. 有価証券	1,282	3. リース債務	20
4. 商品及び製品	2,284	4. 未払費用	821
5. 仕掛品	2,000	5. 未払法人税等	385
6. 原材料及び貯蔵品	1,440	6. 未払消費税等	101
7. 未収入金	307	7. 賞与引当金	832
8. 繰延税金資産	721	8. 役員賞与引当金	95
9. その他	247	9. その他	499
10. 貸倒引当金	△ 79	流動負債合計	7,544
流動資産合計	29,638	II 固定負債	
II 固定資産		1. 長期借入金	1
(1) 有形固定資産		2. リース債務	72
1. 建物及び構築物	15,681	3. 繰延税金負債	69
2. 機械及び装置	16,732	4. 退職給付引当金	1,212
3. 工具、器具及び備品	8,336	5. 役員退職慰労引当金	83
4. 土地	3,605	6. 長期預り保証金	472
5. リース資産	40	7. 長期未払金	236
6. 建設仮勘定	618	8. 負ののれん	16
7. その他	294	固定負債合計	2,164
8. 減価償却累計額	△ 28,775	負債合計	9,709
有形固定資産合計	16,533	純資産の部	
(2) 無形固定資産		I 株主資本	
1. リース資産	56	1. 資本金	8,585
2. その他	230	2. 資本剰余金	9,474
無形固定資産合計	287	3. 利益剰余金	31,969
(3) 投資その他の資産		4. 自己株式	△ 2,727
1. 投資有価証券	5,761	株主資本合計	47,301
2. 長期貸付金	44	II 評価・換算差額等	
3. 長期預金	3,021	1. その他有価証券評価差額金	174
4. 繰延税金資産	540	2. 為替換算調整勘定	△ 535
5. その他	2,081	評価・換算差額等合計	△ 361
6. 貸倒引当金	△ 524	III 少数株主持分	735
投資その他の資産合計	10,926	純資産合計	47,676
固定資産合計	27,747	負債純資産合計	57,385
資産合計	57,385		

連結損益計算書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		51,414
II 売上原価		34,666
売上総利益		16,748
III 販売費及び一般管理費		12,644
営業利益		4,103
IV 営業外収益		
1. 受取利息	80	
2. 受取配当金	126	
3. 受取ロイヤリティー	92	
4. 受取保険金	33	
5. 持分法による投資利益	6	
6. その他	52	392
V 営業外費用		
1. 支払利息	4	
2. 売上割引	13	
3. 為替差損	457	
4. その他	105	581
経常利益		3,915
VI 特別利益		
1. 貸倒引当金戻入益	39	
2. 受取保険金	307	347
VII 特別損失		
1. 固定資産処分損	84	
2. 投資有価証券評価損	545	
3. その他	53	684
税金等調整前当期純利益		3,578
法人税、住民税及び事業税	1,395	
法人税等調整額	462	1,857
少数株主利益	(減算)	80
当期純利益		1,640

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年 3月 31日 残高	8,585	9,588	33,526	△3,468	48,231
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			△ 5		△ 5
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,262		△ 1,262
当 期 純 利 益			1,640		1,640
自 己 株 式 の 取 得				△1,303	△ 1,303
自 己 株 式 の 消 却		△ 114	△ 1,930	2,044	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 114	△ 1,551	741	△ 924
平成21年 3月 31日 残高	8,585	9,474	31,969	△2,727	47,301

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年 3月 31日 残高	796	424	1,220	767	50,219
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減					△ 5
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△ 1,262
当 期 純 利 益					1,640
自 己 株 式 の 取 得					△ 1,303
自 己 株 式 の 消 却					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△621	△959	△1,581	△ 31	△ 1,612
連結会計年度中の変動額合計	△621	△959	△1,581	△ 31	△ 2,537
平成21年 3月 31日 残高	174	△535	△ 361	735	47,676

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は16社であり以下のとおりです。

【国内】

オイレス東日本販売株式会社、オイレスE C O株式会社、ユニブラ株式会社、株式会社リコーキハラ、大平産業株式会社、株式会社免震エンジニアリング、ルービィ工業株式会社

【海外】

Oiles USA Holding Incorporated、Oiles America Corporation、Oiles Canada Corporation、Oiles Deutschland GmbH、Oiles France SASU、Oiles Czech Manufacturing s.r.o.、上海自潤軸承有限公司、自潤軸承（蘇州）有限公司、Oiles (Thailand) Company Limited

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は、1社であります。

オーケー工業株式会社

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの

市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

イ. たな卸資産

・商品及び製品

総平均法に基づく原価法 ただし、個別注文生産品は個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・仕掛品

総平均法に基づく原価法 ただし、個別注文生産品は個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料

総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法（追加情報）

当社及び国内連結子会社の機械及び装置については、従来、耐用年数を2～13年としておりましたが、平成20年度の法人税法の改正を契機として、2～10年に見直しを行っております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ウ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

ウ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

エ. 退職給付引当金

従業員（パートタイマー及び嘱託を含む）の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は10年による定額法により翌期から償却しております。

オ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による要支給額の全額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価基準および評価方法の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ174百万円減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が前連結会計年度末日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれる収益性の低下に伴うたな卸資産評価損
174百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)	29,514	5,902	1,500	33,917
合計	29,514	5,902	1,500	33,917
自己株式				
普通株式(注)	2,077	1,422	1,500	2,000
合計	2,077	1,422	1,500	2,000

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加5,902千株は、平成20年10月1日付をもって行った株式分割株式分割(1:1.2)による増加であります。
2. 普通株式の発行済株式と自己株式の減少1,500千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の増加1,422千株のうち、1,000千株は会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得、415千株は平成20年10月1日付をもって行った株式分割(1:1.2)、7千株は単元未満株式の買取りによる取得による増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

ア. 配当金の総額……………850百万円

イ. 1株当たり配当額……………31円

ウ. 基準日……………平成20年3月31日

エ. 効力発生日……………平成20年6月30日

平成20年11月5日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

ア. 配当金の総額……………411百万円

イ. 1株当たり配当額……………15円

ウ. 基準日……………平成20年9月30日

エ. 効力発生日……………平成20年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成21年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・普通株式の配当に関する事項

ア. 配当金の総額……………638百万円

イ. 配当の原資……………利益剰余金

ウ. 1株当たり配当額……………20円

エ. 基準日……………平成21年3月31日

オ. 効力発生日……………平成21年6月29日

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,470円74銭

1株当たり当期純利益 50円35銭

貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	5,689	1. 買掛金	2,704
2. 受取手形	3,346	2. 短期借入金	1,538
3. 売掛金	8,173	3. 1年内返済予定の長期借入金	0
4. 有価証券	1,281	4. リース債務	20
5. 商品及び製品	1,290	5. 未払金	182
6. 仕掛品	1,585	6. 未払費用	575
7. 原材料及び貯蔵品	543	7. 未払法人税等	72
8. 繰延税金資産	368	8. 未払消費税等	84
9. 短期貸付金	530	9. 預り金	54
10. 未収入金	280	10. 賞与引当金	632
11. その他	147	11. 役員賞与引当金	68
12. 貸倒引当金	△ 18	12. その他	78
流動資産合計	23,219	流動負債合計	6,012
II 固定資産		II 固定負債	
(1) 有形固定資産		1. 長期借入金	1
1. 建物	4,265	2. リース債務	72
2. 構築物	252	3. 退職給付引当金	1,021
3. 機械及び装置	3,242	4. 長期預り保証金	220
4. 車両運搬具	53	5. 長期未払金	197
5. 工具、器具及び備品	534	固定負債合計	1,513
6. 土地	2,763	負債合計	7,525
7. リース資産	35	純資産の部	
8. 建設仮勘定	264	I 株主資本	
有形固定資産合計	11,411	1. 資本金	8,585
(2) 無形固定資産		2. 資本剰余金	
1. 特許権	23	(1) 資本準備金	9,474
2. 施設利用権	22	資本剰余金合計	9,474
3. ソフトウエア	75	3. 利益剰余金	
4. リース資産	56	(1) 利益準備金	570
無形固定資産合計	177	(2) その他利益剰余金	
(3) 投資その他の資産		研究開発積立金	1,650
1. 投資有価証券	5,463	固定資産圧縮積立金	10
2. 関係会社株式	3,090	別途積立金	16,450
3. 長期貸付金	2,005	繰越利益剰余金	8,182
4. 保険積立金	904	利益剰余金合計	26,863
5. 差入保証金	397	4. 自己株式	△ 2,727
6. 長期預金	3,000	株主資本合計	42,195
7. 繰延税金資産	412	II 評価・換算差額等	
8. その他	173	その他有価証券評価差額金	192
9. 貸倒引当金	△ 342	純資産合計	42,388
投資その他の資産合計	15,105	負債純資産合計	49,913
固定資産合計	26,694		
資産合計	49,913		

損益計算書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		37,691
II 売上原価		27,104
売上総利益		10,586
III 販売費及び一般管理費		8,201
営業利益		2,384
IV 営業外収益		
1. 受取利息	126	
2. 受取配当金	273	
3. 受取ロイヤリティー	290	
4. 受取手数料	19	
5. 受取保険金	26	
6. その他	127	863
V 営業外費用		
1. 支払利息	22	
2. 売上割引	10	
3. 為替差損	184	
4. その他	46	263
経常利益		2,984
VI 特別利益		
1. 受取保険金	307	307
VII 特別損失		
1. 固定資産処分損	55	
2. 投資有価証券評価損	538	
3. その他	53	648
税引前当期純利益		2,643
法人税、住民税及び事業税	1,092	
法人税等調整額	352	1,444
当期純利益		1,198

株主資本等変動計算書

〔自 平成20年 4 月 1 日〕
〔至 平成21年 3 月 31 日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金						
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金						
							研 究 開 発 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成20年3月31日 残高	8,585	9,474	114	9,588	570	1,650	11	16,450	10,175	28,857	△3,468	43,562	
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 0		0	－		－	
剰余金の配当									△ 1,262	△ 1,262		△ 1,262	
当期純利益									1,198	1,198		1,198	
自己株式の取得											△1,303	△ 1,303	
自己株式の消却			△114	△ 114					△ 1,930	△ 1,930	2,044	－	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	－	－	△114	△ 114	－	－	△ 0	－	△ 1,993	△ 1,993	741	△ 1,366	
平成21年3月31日 残高	8,585	9,474	－	9,474	570	1,650	10	16,450	8,182	26,863	△2,727	42,195	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日 残高	784	784	44,347
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△ 1,262
当期純利益			1,198
自己株式の取得			△ 1,303
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△591	△591	△ 591
事業年度中の変動額合計	△591	△591	△ 1,958
平成21年3月31日 残高	192	192	42,388

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② 関係会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの
市場価格等による時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品及び製品
総平均法による原価法 ただし、個別注文生産品は個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 仕掛品
総平均法による原価法 ただし、個別注文生産品は個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ 原材料
総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ④ 貯蔵品
最終仕入原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法（追加情報）
機械及び装置については、従来、耐用年数を2～13年としておりましたが、平成20年度の法人税法の改正を契機として、2～10年に見直しを行っております。
これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員（パートタイマー及び嘱託を含む）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は10年による定額法により、翌期から償却しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

たな卸資産の評価基準および評価方法の変更

当事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ100万円減少しております。

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が前事業年度末日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

24,097百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 2,304百万円

長期金銭債権 2,004百万円

短期金銭債務 1,897百万円

長期金銭債務 9百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

売上高	5,407百万円
仕入高	4,511百万円
その他の営業取引	14百万円
営業取引以外の取引	497百万円

- (2) 売上原価に含まれる収益性の低下に伴うたな卸資産評価損
100百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)	2,077	1,422	1,500	2,000
合計	2,077	1,422	1,500	2,000

- (注) 普通株式の自己株式の増加1,422千株のうち、1,000千株は会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得、415千株は平成20年10月1日付をもって行った株式分割(1:1.2)、7千株は単元未満株式の買取りによる取得による増加であり、減少1,500千株は会社法第178条の規定による消却であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

賞与引当金繰入額	259百万円
貸倒引当金繰入超過額	130百万円
役員退職未払金否認	74百万円
退職給付引当金繰入額	418百万円
投資有価証券評価損否認	424百万円
関係会社株式評価損否認	154百万円
未払事業税否認	21百万円
会員権評価損否認	68百万円
その他	119百万円
繰延税金資産小計	1,671百万円
評価性引当額	△ 749百万円
繰延税金資産合計	922百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 134百万円
固定資産圧縮積立金	△ 7百万円
繰延税金負債合計	△ 141百万円
繰延税金資産の純額	780百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(リース取引開始日が前事業年度末日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る固定資産)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
工 具 器 具 備 品 等	448	256	192
ソ フ ト ウ ェ ア	523	340	183
合 計	972	596	375

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内 179百万円

1 年超 201百万円

合計 380百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 257百万円

減価償却費相当額 225百万円

支払利息相当額 5百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権 等の所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員等 兼任	事業上の 関係				
子会社	ユニブラ(株)	78百万円	軸受機器 等の製造 販売	77.8	—	仕入先	仕入	1,164	買掛金	88
子会社	(株)リコーキハラ	138百万円	軸受機器 等の製造 販売	85.5	—	仕入先	仕入 資金の貸付 資金の回収 利息の受取	1,355 — 28 15	買掛金 長期貸付金 短期貸付金	126 647 28
子会社	ルービィ工業(株)	92百万円	軸受機器 等の製造 販売	82.7	—	仕入先	仕入	1,216	買掛金	65
子会社	大平産業(株)	46百万円	軸受機器 等の販売	93.0	—	仕入先並 びに当社 販売先及 び代理店	売上	1,530	売掛金	533
子会社	オイレス東日本 販売(株)	20百万円	軸受機器 の販売	100.0	—	当社販売 先及び代 理店	売上	1,111	売掛金	473
子会社	オイレスECO(株)	200百万円	建築機器 等の製造 販売	100.0	—	—	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	300 — 3	長期貸付金 短期貸付金	407 150
子会社	Oiles America Corporation	3百万USD	軸受機器 の製造販 売	100.0 (間接)	兼任1人	当社販売 先	売上 ロイヤリティ 資金の貸付 資金の回収 利息の受取	1,184 95 — 127 10	売掛金 未収入金 長期貸付金 短期貸付金	278 27 300 87
子会社	Oiles Czech Manufacturing s. r. o.	100百万CZK	軸受機器 の製造販 売	100.0	—	当社販売 先	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	— 50 14	長期貸付金 短期貸付金	500 100

- (注) 1. 仕入・販売については市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利等を参考に決定しております。
3. (株)リコーキハラへの貸倒懸念債権に対し、216百万円の貸倒引当金を計上しております。
4. 資金貸借取引にはCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引は含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,328円12銭
1株当たり当期純利益	36円79銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月22日

オイレス工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 渡 辺 伸 啓[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 湯 浅 敦[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オイレス工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイレス工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月22日

オイレス工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 渡 辺 伸 啓[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 湯 浅 敦[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オイレス工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

オイレス工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 笠原 又一[㊟]

監査役(常勤) 家永 三之[㊟]

監査役 仲田 一元[㊟]

監査役 丹治 詳元[㊟]

(注) 監査役 仲田一元及び丹治詳元は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は638,326,760円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

なお、第58期の年間配当金は、前期の年間配当金に11円減配し、1株につき普通配当35円となります。

第2号議案 定款の一部変更(1)の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 上場会社の株券を電子化する「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことから、当社定款のうち不要となる株券、実質株主、実質株主名簿等に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。また、株券喪失登録簿の事務に関しましては、1年間の時限の扱いであるため、附則として所要の規定を設けるものであります。

(2) 上記の変更に伴い、必要な条数の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更個所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第9条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第9条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および<u>実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き<u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要がある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要がある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第14条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿および<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しおこなう。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しおこなう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</p>
<p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>
<p><新 設></p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</u></p>

第3号議案 定款の一部変更(2)の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない不適切な買収行為を防止し、そのような不適切な買収行為に対して買収防衛策として必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。当社の現行定款においては、買収防衛策に関する規定は設けられていないことから、平成21年5月25日開催の当社取締役会において、本総会にかかる株主様のご承認を条件に、下記のとおり現行定款を変更することを決議いたしました。本議案は、次のとおり現行定款の内容を一部変更することをお諮りするものであります。

当社は、買収防衛策について、株主の皆様の意思に依拠すべきであると考えていることから、株主の皆様のご意思を法的により明確な形で反映させ買収防衛策を当社株主総会の決議によって導入、変更、継続および廃止をすることが可能であることを明確にするため、変更案第16条第1項を新設するものであります。

また、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることが可能となっております(会社法第278条第3項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てをおこなうに際しては、必要に応じ取締役会決議のみをもっておこなうのではなく、株主の皆様の意思に基づいておこなうため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。つきましては、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①および②の方法によることが可能となるように、根拠規定として変更案第16条第2項を新設するものであります。

(2) 上記の変更に伴い、必要な条数の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうことができる。</p> <p>② <u>当社は、新株予約権無償割当に関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p>
<p>第16条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第42条 (現行どおり)</p>

(注) 上記「変更案」の条数につきましては、第2号議案（定款の一部変更(1)の件）が原案どおり承認可決されたときの条数を示しており、ご承認いただけなかった場合には、これに伴う条数の変更をおこないません。

第4号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員（8名）は、本総会終結のときをもって任期が満了となりますので、取締役合計8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	佐藤 英二 (昭和20年12月16日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社社長執行役員 平成18年6月 当社代表取締役会長（現任）	61,200株
2	栗本 弘嗣 (昭和22年8月26日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役常務執行役員 平成18年6月 当社代表取締役社長、当社社長執行役員（現任）	40,441株
3	高崎 政昭 (昭和22年3月10日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役常務執行役員 平成18年6月 当社常務取締役常務執行役員（現任）	28,414株
4	下田 郁夫 (昭和21年11月22日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役常務執行役員 平成18年6月 当社常務取締役常務執行役員（現任）	12,381株
5	宇戸 悟 (昭和24年6月4日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役（現任）、当社上席執行役員 平成18年6月 当社生産事業部長（現任） 平成19年6月 当社常務執行役員（現任）	14,525株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	岡山 俊雄 (昭和27年8月25日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社上席執行役員 平成18年6月 当社取締役 (現任) 平成20年6月 当社常務執行役員 (現任) 平成21年6月 当社企画管理本部長 (現任)	10,452株
7	前田 隆 (昭和29年10月13日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社上席執行役員 平成18年6月 当社取締役 (現任) 平成20年6月 当社常務執行役員 (現任) 平成21年6月 当社軸受事業部長 (現任)	7,856株
8	池永 雅良 (昭和29年5月3日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社上席執行役員 (現任) 平成20年6月 当社取締役 (現任) 平成21年6月 当社免制震事業部長 (現任) [重要な兼職の状況] 平成16年5月 株式会社免震エンジニアリング代表取締役社長 (現任)	6,556株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成18年5月22日に当社取締役会で決議の上、同日付の「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」と題するプレスリリースにより公表し、同年6月29日開催の当社第55回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき効力を生じた、大規模買付行為への対応方針（以下、「旧方針」といいます。）を導入いたしました。旧方針の有効期間は、本総会の終結のときまでとなっております。

この旧方針の有効期間満了に先立ち、当社は、平成21年5月25日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を新たに改定するとともに、基本方針に沿った具体的な取り組みとして、旧方針の一部を変更（以下、変更後の対応方針を「本方針」といいます。）の上、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に継続することを決議いたしました。本議案は、株主の皆様の本方針の継続をお諮りするものです。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、大規模買付者による大規模買付行為（下記3. (2)に定義されます。以下同じとします。）がなされた場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、当社が掲げるビジョンに基づく企業価値向上のためには、世界的に優れた独自の技術を有するオイルレスベアリング製造会社としての社会的責任を全うし、顧客との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立・維持することが必要不可欠であります。かかる事実が大規模買付者により十分理解されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を中長期的に確保、向上させられなければ

ば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 当社の企業理念

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

当社は、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献することを、創業以来の企業姿勢としてまいりました。これによって、産業のあらゆる分野で機器の小型化・高性能化、省エネルギー化や低公害化に貢献し、かつ人々の安心と快適、そして地球環境を考えた社会づくりに役立つことが私達の使命と考えており、これらを実践することが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

これに基づき当社は、

- ① 優れた摩擦・摩耗及び潤滑の技術に支えられた無給油あるいは給油回数減少させるオイルレスベアリング
- ② 尊い人命や住まい、交通・通信・エネルギー供給などの都市機能を地震の被害から守り、安全を確保する免震・制振装置
- ③ 火災時の安全を確保する排煙・遮煙システムや、自然の光をコントロールしたり爽やかな風を利用して、省エネルギーで快適かつ安全な生活を提案する採光・遮光並びに換気システム

の開発に取り組んでまいりました。そして、自動車をはじめとする技術の変革とニーズに対応しつつ、世界初、世界一の高性能製品・技術の開発に力を注ぎ、絶えず新製品を市場に投入することで「なくてはならない企業」として市場競争力を強化しております。また、これらの製品の生産に当たって、優れた生産方式であるNPS（ニュー・プロダクション・システム）を導入・推進して生産の効率向上を図るとともに、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001を取得するなど環境に配慮した生産活動を行っ

ております。

また、「O T E C」と名付けた全社的体質強化活動に取り組み、「活性化の追求＝活力を生む企業風土づくり」「効率化の追求＝事業の絶え間ざる改善と向上」を図り健全で強靱な企業体質を作り続けていくことで継続的な企業価値の向上を目指しております。

(2) 現在の取り組み

現在当社では、経営理念の実現のため、平成17年から『グローバル・エクセレントカンパニー』を目指した10年を期間とする長期ビジョンの下、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために中期経営計画及び年次経営計画を一体化した経営計画に取り組んでおります。これは当社のビジョンを共通化して明確にし、その目標を達成するための戦略・戦術を立て、中期経営計画を3ステップに分け、段階的に実行していこうというのですが、この実現のための基本方針と考え方を、

- ① トライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑）、ダンピング（振動減衰）技術を究める
- ② 持続的に発展する企業を創る
- ③ グローバルなオイルブランドを確立する

と定め、「Bear」を軸とした事業基盤のさらなる強化を推進しております。

3. 本方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本方針導入の目的

本方針は、会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定める、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

そして、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると

考えます。特に、当社の企業価値を正確に把握するには、当社の事業内容、保有する技術に対する深い理解が必要であることから、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しては、大規模買付者から提供される情報のみを参考とするのではなく、当社の事業内容そして当社保有技術を熟知している当社取締役会から提供される大規模買付行為に対する評価・見解等が極めて大切であります。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主が株式の大規模な買付けの内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、大規模な買付けの条件等が買収の対象とされた会社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当であるもの、買収の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本方針を導入することといたしました。

(2) 本方針の対象となる当社株式の買付け

本方針の対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ¹の議決権割合²が20%以上となる当社株券等³の買付行為、若しくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれにつきましても、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、又は、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下同じとします。）との間における、当該他の株主が共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、若しくは、当該他の株主との間に一方が他方を実質的に支配し若しくは共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立する行為⁵（結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる場合に限りま

以下、これらのいずれかに該当する行為（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した場合を除きます。）を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

(3) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、旧方針導入時より特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役及び社外有識者⁶の中から選任します。なお、現在設置している特別委員会の委員である当社社外監査役仲田一元氏及び丹治詳元氏、また社外有識者である進士肇氏は継続して特別委員会委員に就任する予定です。その略歴については別紙3をご参照ください。

本方針においては、後記5. (1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合に対抗措置をとるとき及び後記5. (3)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合に例外的に対抗措置をとるとき等、本方針に係る重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものいたします。

4. 大規模買付ルールの内容について

(1) 概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、当社取締役会の意見の開示等を経て、かかる期間経過後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始し得るというものです。その概要は以下のとおりです。

(2) 意向表明書の提出及び必要情報の提供

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約を含めた意向表明書を提出していただきます。

- ② 意向表明書には、以下の事項を日本語で記載していただきます。
- (a) 大規模買付者の名称
 - (b) 大規模買付者の住所
 - (c) 代表者の氏名
 - (d) 大規模買付者が在外者である場合には設立準拠法及び国内連絡先
 - (e) 提案する大規模買付行為の概要
- ③ 当社取締役会が上記①及び②の事項の記載がある意向表明書を受領してから10営業日以内に、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただくべき情報の項目を当該大規模買付者に交付いたします。
- 具体的には、大規模買付者に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）の提供を要請いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。
- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者及び重要な子会社、関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接、間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（大規模買付者の名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、内部統制システムに関する情報、反社会的勢力等との関連性、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等に関する情報を含みます。）
 - (b) 大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及びその概要を含みます。また、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、投下資本の回収方針、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為

に関し適用される可能性のある国内外の会社法、金融商品取引法その他の法律並びに、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に基づく規制事項、大規模買付行為完了後の許認可等維持の可否、規制遵守の可能性、大規模買付行為の実現可能性、大規模買付行為完了後更に当社株式を取得する予定がある場合にはその旨及びその理由、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び算定経緯（算定の前提となる事実、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及び資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（大規模買付者と当社及び当社株主との間の利益相反を回避するための具体的措置についての考え方を含みます。以下、「買付後経営方針等」といいます。）
- (e) 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (f) 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定する、当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分であると当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は、大規模買付者に対して当社取締役会による検討、評価及び意見形成のために必要となる情報が揃うまで重ねて情報提供を求めることがあります。また、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、取締役会が求める本必要情報が十分揃わなくとも、大規模買付者から当該不足分の本必要情報の提供が難しい旨の合理的な説明がある場合は、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の検討を開始する場合があります。

- ④ 当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実については、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報が当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送し、特別委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

- ① 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、本必要情報の提供が完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。
- ② 取締役会評価期間中、当社取締役会は、弁護士、会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめ、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。
- ③ 当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、その可否について当社株主総会の開催を要請する場合（例えば大規模買付者及びこれと一定の関係にある者以外に大規模買付行為への賛同を表明した株主が相当数存在する場合等、対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思の確認を行うことが相当と特別委員会が判断した場合）には、株主の皆様

に本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結のときをもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

5. 大規模買付行為への対応手続

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、後記特別委員会の勧告を経た上で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置をとり大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることなく、当該大規模買付行為についての反対意見の表明又は代替案の提示等を行うに留めるものといたします。

したがいまして、大規模買付者の大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供された本必要情報、これに加えて当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見・代替案等もご判断の材料としていただき最終的なご判断をいただくこととなります。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の例外措置

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(a)から(h)のいずれかの類型に該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損ない、対抗措置を取ることが相当であると判断される場合には、例外的に当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、後記特別委員会の勧告を経た上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を守るために上記5. (1)で述べた対抗措置を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）及び当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等を検討し、特別委員会の勧告を経た上で決定することといたします。

なお、当社取締役会は、上記5. (1)同様、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示をいたします。

(a) いわゆるグリーンメーラー等である場合

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(b) いわゆる焦土化目的である場合

会社経営を一時的に支配して当社及び当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的での株券等の取得等を行っている場合

(c) 資産流用目的である場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の取得等を行っている場合

(d) 高配当・売り抜け目的である場合

会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株券等の取得等を行っている場合

(e) 強圧的二段階買収等の場合

最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことなど株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収等であると判断される場合

(f) 買付条件が不十分と判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の本源的価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

(g) 経営方針が不十分と判断される場合

大規模買付者による買付け後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、又は顧客及び公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

(h) 企業価値が毀損される場合

当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合又は中長期的な将来の企業価値との比較において、大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記5. (1)又は(3)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当社取締役会が対抗措置を発動する必要がなくなったと判断した場合には、特別委員会の勧告を受けた上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、効力発生日までの間は新株予約権の無償割当等を中止することにより、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日までの間は無償取得の方法により、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。当社取締役会は、このような対抗措置の発動の停止を行う場合は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切にご判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記5. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者及びこれと一定の関係にある者並びに当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者及びこれと一定の関係にある者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合又は対抗措置の停止を行う場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

また、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本方針の有効期間等

本方針は、当社第58回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様からのご承認を条件に効力が発生いたします。

本方針の有効期間は本定時株主総会の日から3年間（平成24年6月開催予定の当社定時株主総会の終結のときまで）とし、本方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については別途当社株主総会の承認を経ることといたします。

本方針は、本定時株主総会により継続が承認された後であっても、①当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されるものといたします。

なお、本方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本方針の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本方針について継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、会社法その他の法令等の新設又は改廃、今後の司法判断等の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等により、本方針を見直す必要が生じた場合には、特別委員会の同意を得た上で、本方針の内容を変更することがあります。当社取締役会は、かかる変更が本方針の基本的事項に関するものであり、株主の皆様のご意思を確認する必要があると考える場合には、改めて株主総会において株主の皆様にご承認を求めさせていただきます。

8. 本方針の合理性について（本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏ま

えた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容を有するものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記3.(1)「本方針導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後、本方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本方針における対抗措置の発動は、上記5.「大規模買付行為への対応手続」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、上記7.「本方針の有効期間等」に記載のとおり、当社株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

¹ 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。

² 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）又は、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するもの）をいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

³ 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものとします。以下同じとします。

⁴ ある株主と他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該株主及び当該他の株主が当社に対して直接、間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとし、

⁵ かかる行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる行為が該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

⁶ 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を意味します。

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当を行う。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
 - ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者⁷の中から、当社取締役会が選任する。
 - ・社外取締役又は社外監査役である委員の任期は、その取締役又は監査役としての任期と同一の期間とし、社外有識者である委員の任期はその選任の日から3年間とする。ただし、本方針の有効期間が満了した場合、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本方針の廃止する旨の決議が行われた場合、本方針の終了又は廃止と同時に委員の任期は満了する。
 - ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
 - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置の発動（大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断を含む）
 - ② 対抗措置の発動の停止
 - ③ 本方針に係る重要な事項
 - ④ その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
 - ・特別委員会は、弁護士、会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
 - ・特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 以上

⁷ 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を意味します。

特別委員会委員略歴

本方針導入後の特別委員会委員は、以下の3名を予定しております。

仲田 一元 (なかつた かずもと)

【略歴】

昭和27年3月6日生

昭和50年3月

中央大学商学部卒業

昭和57年2月

公認会計士登録

昭和63年8月

公認会計士事務所開設

昭和63年11月

税理士事務所開設

平成元年8月

仲田マネージメントサービス株式会社代表取締役
(現任)

平成12年6月

当社監査役(現任)

※ 仲田一元氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

丹治 詳元 (たんぢ よしはる)

【略歴】

昭和40年3月1日生

昭和62年3月

東海大学文学部卒業

昭和62年4月

ダイレクトメールサービス株式会社入社

平成3年10月

東京中央合同会計事務所 入所

平成7年12月

山本経営会計事務所 入所

平成13年12月

丹治詳元税理士事務所開設

平成18年6月

当社監査役(現任)

※ 丹治詳元氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

進士 肇 (しんじ はじめ)

【略歴】

昭和39年2月16日生

昭和63年3月

東京大学法学部卒業

平成5年4月

弁護士登録

平成5年4月

伊藤・松田法律事務所(現シティニューワ法律事務所)

平成8年4月

東海大学講師

平成13年1月

同事務所パートナー

平成16年1月

篠崎・進士法律事務所パートナー(副所長)(現在)

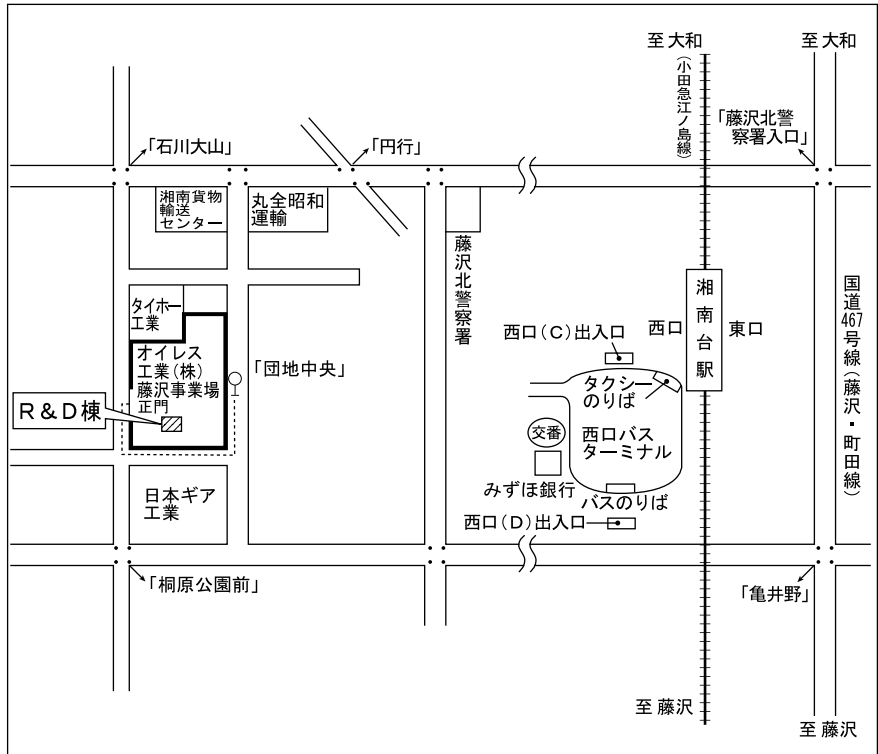
※ 進士 肇氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

以 上

株主総会 会場ご案内図

オイレス工業株式会社

藤沢事業場 R&D棟
神奈川県藤沢市桐原町8番地
電話(0466)44-4811(代表)



交通 小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・横浜市営地下鉄「湘南台」駅下車
*西口バスターミナル5番のりば、神奈川中央交通バス
「桐原工業団地循環」(湘13系統)約7分「団地中央」下車
(湘南台駅標準発車時刻：9時00分、9時30分)